



プレスリリース

2019年12月24日



スーパー認定事業者に係る開放検査周期の延長 拡大に係る事前調査を開始します

- スーパー認定事業者において「CBMを取り入れた開放検査周期の延長拡大」が制度化されました。
最大で12年まで → 最大で余寿命×0.5年まで
- 高圧ガス保安協会では、令和元年12月23日よりスーパー認定事業者の開放検査周期の延長拡大に係る事前調査を開始いたします。

○これまでスーパー認定事業者の開放検査周期は、民間規格（KHK/PAJ/JPCAS 0851）にその設定に関する手順が定められていました。具体的には、設定損傷パターンを分類した上で運転中に安全を維持できるかを評価して、開放検査周期を定めることとしており、スーパー認定事業者の場合は最大で12年と限定されていました。（一般の事業者の開放検査周期は基本3年。認定事業者の場合は最大12年）

○従来の検査記録による評価に加え、最新のセンサー技術等を用いることで、運転中の状態がより精緻に把握することが可能となり、より信頼性の高い設備管理を実現できることから、設備の腐食劣化傾向を連続的又は定期的に監視把握しながら設備の寿命などを予測し、次回の設備時期を定める考え方（CBM：Condition Based Maintenance）を取り入れることとしました。したがって、現行の開放検査周期の上限（12年）を越えた場合でも、しっかりと安全性が担保できると考えられることから、スーパー認定事業者において「CBMを取り入れた開放検査周期の延長拡大（最大：12年→最大：余寿命×0.5年まで）」を可能とする制度の創設について、国の審議会である高圧ガス小委員会において審議が行われ、承認されました。

○これを踏まえ、経済産業省において、スーパー認定事業者の認定要件等を定めた通達「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323保局第6号）」の一部改正（令和元年11月29日公布・施行）が行われました。

○同改正通達において、高圧ガス保安協会が行うスーパー認定事業者の事前調査に開放検査周期の延長拡大に係る認定要件等が追加されたこと踏まえ、高圧ガス保安協会では開放検査周期の延長拡大に係る事前調査を令和元年12月23日より開始しました。

https://www.khk.or.jp/inspection_certification/in-service/specific_certification_business.html

【本発表に関するお問合せ先（事務局）】



高圧ガス保安協会 高圧ガス部 担当：永井
電話：03-3436-6103 FAX：03-3438-4163
Mail：hpg@khk.or.jp URL：www.khk.or.jp